

伯耆町告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和4年度から令和6年度までの物品及び役務（工事又は製造の請負並びに測量、建設、建築コンサルタント、地籍調査及び補償関係コンサルタントの業務の委託を除く。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を下記のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項並びに伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）第125条第2項の規定により告示する。

令和3年12月10日

伯耆町長 森安 保

第1 競争入札に参加しようとする者の資格等に係る基本的事項

1 入札参加資格

競争入札に参加しようとする者の資格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- (2) 経営状態が健全である者（会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生又は再生手続開始の申立てがなされた者で、手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 伯耆町税等を滞納していない者
- (4) 伯耆町暴力団排除条例（平成25年伯耆町条例第3号）第2条の規定による暴力団等に該当しない者

2 入札参加資格審査申請書類の申請期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとするが、この場合においては、6の入札参加資格の有効期間の始期が令和4年4月1日とならないことがあるので注意すること。

3 提出場所

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3
伯耆町総務課

4 入札参加資格審査申請の方法

入札参加資格審査の申請をしようとする者は、町長が別に定める伯耆町物品・役務入札参加資格審査申請書提出要項（令和 4 年度～令和 6 年度）に基づき、書類を提出しなければならない。

5 入札参加資格の登録

入札参加資格の審査申請が適正なものであると認められるときは、入札参加資格者名簿に登録する。

6 入札参加資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、2 のただし書により申請を受け付けた者にとっては、入札参加資格を有すると決定した日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第 2 契約の種類による資格要件

1 物品・役務に係る契約

物品・役務の競争入札に参加しようとする者は、営業に関し、法律上必要な資格・登録を有している者でなければならない。